

地域医療勤務環境改善体制整備事業（令和 7 年度当初予算額 54,062千円 令和 8 年度予算額(案) 62,776千円）

救急医療等地域医療で特別な役割を担う医療機関の勤務環境改善に向けた体制整備を支援

※令和 7 年度申請医療機関なし

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業（令和 7 年度当初予算額 2,049,980千円 令和 8 年度予算額(案) 2,768,174千円）

医師の育成など教育研修を担う医療機関の勤務環境改善に向けた体制整備を支援

【令和 7 年度交付決定】

（1）補助予定病院数 30病院（予定） （2）交付決定額 3,043,715千円（予定）

病院勤務者勤務環境改善事業（令和 7 年度当初予算額 276,277千円 令和 8 年度予算額(案) 219,387千円）

病院勤務医及び看護職員の勤務環境を改善し離職防止と定着を図るとともに、チーム医療推進によるタスクシフト・シェア、出産や育児で職場を離れた医師等の復職に向けた支援

【令和 7 年度交付決定】

（1）補助予定病院数 55病院（予定） （2）交付決定額 273,404千円（予定）

救急医療体制強化事業（令和 7 年度当初予算額 75,312千円 令和 8 年度予算額(案) 30,915千円）

救急医療体制の中核を担う医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた体制整備を支援し、安定的な救急医療体制を確保する

【令和 7 年度交付決定】

（1）補助予定病院数 13病院（予定） （2）交付決定額 29,203千円（予定）

勤務環境改善医師派遣等推進事業（令和 7 年度当初予算額 786,150千円 令和 8 年度予算額(案) 606,480千円）

年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超えるおそれのある医師の所属する診療科、その診療科を含む勤務体制を確保するための医師派遣を行う医療機関（連携B水準）に対し、医師派遣に係る逸失利益相当額（経常利益相当額）を補助

【令和 7 年度交付決定】

（1）補助予定病院数 13病院 （2）交付決定額 450,464千円 ※令和 7 年11月より補助対象となる派遣を休日夜間から全期間に拡大

勤務環境改善に関する補助金について

令和8年度 医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業（令和7年度最終補正予算額 3,000,000千円）

新

業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援し、医療分野の生産性向上を図る

【補助額、負担割合】

<総事業費> 1病院あたり1億円(うち補助率4/5、交付額上限：8,000万円)

<負担割合> 国2/3、都1/3（1病院あたり国5,333万円、都2,667万円が上限）

【補助対象経費】

R8年度以降のICT機器等の導入による業務の効率化

(例) スマートフォンによるカルテ閲覧・情報共有、インカム、電子ホワイトボード等の導入 ⇒ DX化による情報伝達の効率化

※対象外：電子カルテや施設整備費用（例：休憩室・レクリエーション関連施設・院内保育所等の施設整備費用）

【補助要件】

以下の要件を満たす病院のうち、**厚労大臣が選定**

- ・ R8年4月1日時点のベースアップ評価料届出、診療報酬実績
- ・ 業務効率化計画の作成 → 業務効率化推進委員会の設置、具体的かつ定量的な目標設定、タスク・シフト/シェアの実施内容 など
- ・ 厚労大臣への報告、業務効率化に関するデータの提出
- ・ 地域医療への貢献、地域医療構想推進への協力について都で確認されていること

【スケジュール（予定）】

R8年2月 申請意向調査を実施

3月 調査結果をもとに、国に必要見込み額を提出 ⇒ 必要見込み額をもとに、国から都に必要予算額を伝達

4月 国交付要綱発出

7月 病院から都への申請受付開始、都から国へ提出

8月 国で病院を選定 ⇒ 選定結果を伝達（国 → 都 → 病院）

9月 交付申請、審査（病院は交付決定後に調達開始）

R9年4月 初年度実績報告（以降、最大3年間における実績報告が必要）

※支払時期、方法等は国交付要綱発出後に確認

(参考) 補助事業の概要

区分	地域医療勤務環境改善体制整備事業	地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	病院勤務者勤務環境改善事業・救急医療体制強化事業	
			病院勤務者勤務環境改善事業	救急医療体制強化事業
事業内容	医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費に対する補助		医療従事者の離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組に対する補助	
基準額	1床当たり133千円 加算あり 1床当たり266千円 (当該加算は令和8年度までの措置) ※令和9年度以降は評価センターの評価に応じた加算を設定		復職研修・環境改善：11,140千円 相談窓口：7,093千円 チーム医療推進：6,700千円	
			施設：5,040千円 設備：3,811千円	—
補助率	10/10(資産形成は9/10)		1/2(資産形成は2/3)	1/4
			所定の条件を満たす場合、救急医療体制強化事業として、1/4を加算し3/4(資産形成は加算なし)	

医療機関別 申請可能事業

大学病院本院		○	○	○
時間外労働720時間超の医師がいる医療機関	・年間の救急車受入台数が1,000台以上2,000台未満(病床機能報告で報告している4月～3月の台数) ・地域医療体制確保加算を取得していない ・①か②のいずれかに該当	○	○	○
	①臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域の専門研修基幹施設で、「100床あたりの常勤換算医師数40人以上」かつ「常勤換算医師数40人以上」※ ②基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域の専門研修基幹施設 ※病床機能報告による医師数(非常勤医師数含む)		○	○
都内病院(国、(地方)独立行政法人及び都が設置する病院を除く)			○	○
上記のうち、救急車受入台数が年間(1月～12月)2,000台以上の病院			○	○

A水準は、ガイドラインに基づく医師労働時間短縮計画作成が必要

B・連携B水準は、面接指導講習会修了者の人数が3人以上又は水準対象医師10人あたり1人以上で加算

「救急医療体制強化事業」の加算あり